

平和創造の森公園キャンプ場計画検討業務委託（R5）

応募要領

1. 事業の概要等

(1) 業務名称

平和創造の森公園キャンプ場計画検討業務委託（R5）

(2) 企画提案コンペの趣旨

本業務は、沖縄県平和創造の森公園内において、過年度の実施業務を踏まえ、キャンプ場の導入に向けた適切な方向性の検討等を行う業務である。

上記目的の達成には、公園活性化に関する利活用検討や整備計画の検討及び設計、実施に向けた検証に関する技術力、公園利用者や地域住民、有識者との調整に係る企画力、等の能力を有する業者を選定する必要があるため、企画競争型随意契約（プロポーザル方式）にて企画提案コンペを実施し、契約候補者を選定するものである。

(3) 委託する業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月8日まで

(5) 予算額

業務委託料として、以下の金額を上限として企画すること。ただし、金額は企画提案の目安であって、提案採択後、調整することがある。

（上限額）2,992,000円（税込）

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 沖縄県内に本店を設置している法人であること。

(2) 沖縄県の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録において、業種区分「土木関係コンサルタント」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者であること。

(3) 平成25年4月1日から入札日までの期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。再委託による業務実績は含まない。）に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、本県又は本県以外の地方公共団体と、下記に示す同種又は類似業務を企業単体もしくは共同企業体の構成員として1回以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績があること。

【同種業務】公園において、キャンプ場の導入を計画、検討又は設計した業務

【類似業務】既設公園において、新たなニーズに対応する施設の導入を計画、検討、設計又は実施に向けた検証を行った業務等。（既設公園で、新たにオープンする施設の計画、検討及び設計を含む。施設の種類は問わない。）

(4) 次のいずれかの資格保有者を、管理技術者として配置できること。

技術士「建設部門（都市及び地方計画）」

なお、平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有した上で業務に該当する部門に 4 年以上従事していること。

- (5) 上記(3)で記載した同種又は類似業務の実績がある技術者を本業務に配置できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。また、暴力団（沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有している者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (9) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 他の入札参加者との間に、資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係が無いこと。
- (11) 労働関連法令を遵守していること。
- (12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (13) 共同企業体（JV）による入札の参加は認めない。

3. 応募手続き等

公募から契約候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおり。

内 容	期日等
質問受付期間	令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時まで
質問回答	令和 5 年 6 月 6 日（火）午後 5 時まで
応募申請書・企画提案書等の提出期限	令和 5 年 6 月 12 日（月）午後 5 時まで
第 1 次審査結果通知（書類審査）	令和 5 年 6 月 14 日（水）（予定）
第 2 次審査日 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 5 年 6 月 16 日（金）（予定） 場所：沖縄県庁内会議室（予定）
契約候補者選定結果の通知	令和 5 年 6 月下旬頃予定

(1) 応募申請書・企画提案書等の提出

ア 提出期限：上記のとおり。

イ 提出方法：応募様式第 1 号「応募申請書」、および様式 2～8 に必要事項を記入し、持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）により提出。

ウ 注 意 点：応募申請書のみ、又は、企画提案書のみ提出では、書類不備により失格となるため、申請者は必ず期限内に必要な全ての様式を提出すること。

(2) 本業務に関する質問

ア 受付期間：上記のとおり。

イ 提出方法：【様式1】質問票に質問内容を記載し、E-mail 又は FAX により提出。

なお、E-mail 送信時の件名は、「【質問】平和創造の森公園キャンプ場
計画検討業務委託 (R5)」とすること。

ウ 回答方法：沖縄県ホームページの公募ページ上で回答する。

(3) 契約候補者の選定方法

企画提案型業者選定審査委員会（以下、「委員会」という）による審査を経て、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(4) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

- ① 応募者が多数の場合は、原則として、提出された企画提案書等に基づき、沖縄県環境部環境再生課において書類審査で3者に選定する。
- ② 応募者が1者の場合は原則、第1次審査のみとし、契約候補者とする。ただし、提出書類に不備があった場合は失格となる場合がある。
- ③ 結果については、応募者に通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

- ① 第1次審査を経て、第2次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施する。
- ② 実施場所：沖縄県庁内会議室（予定）
- ③ 実施期間：上記のとおり（場所、実施期間は予定であり、詳細は別途連絡する）
- ④ 出席者：業務実施体制内の予定担当者の中から2名以内。
- ⑤ 結果については、第2次審査対象者全員に通知する。
- ⑥ 説明するポイントを簡潔に提示する等、第2次審査用に資料を別途準備することは構わないが、提出されている企画提案書との乖離がある場合は評価の対象としない。
- ⑦ 審査会場には、プロジェクター、スクリーンを用意する。

ウ 評価基準

審査方法は、第1次、2次審査ともに、評価委員ごとに採点を行い、合計点で最高点の企画提案書を最優秀企画提案とし、契約候補者とする。合計点が同点となる場合は、委員の協議により決定する。なお、一定水準（全体の6割）の点数を満たした提案がない場合、該当者無しとする場合がある。

エ 主な評価項目

- ① 適合性(本業務の趣旨目的と企画提案のコンセプトが合致しているかなど)
- ② 具体性(企画提案の内容が具体的かなど)
- ③ 実効性(企画提案の内容が効果的かなど)
- ④ 妥当性(全体フロー、全体工程表、実施手順等が妥当であるか、企画提案の内容)

が確実かつ円滑に遂行できるかなど)

⑤ 独自性(提案内容に他とは違う独創性があるか)

⑥ 総合評価

(5) 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。なお、委託に関して必要な協議が合意に至らず契約が不調に終わった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と契約できるものとする。

4. 企画提案書等の仕様

- 原則、A4判縦長編綴り、両面コピー（色摺り可）とする。
- 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- 提出部数は、用紙媒体で正本1部、副本4部（正本の複写可）の計5部。
- 提出する企画提案書は1案に限る。

提出すべき企画提案書は次のとおりとする。

(1) 企画提案書【様式2】

(2) 会社概要【様式3】

(3) 業務実績【様式3】

過去10年間に実施した同種業務または類似業務の実績を記入すること。

業務実績については、契約書の鏡の写しや業務概要、その他の業務経験、業務実績が分かる資料を添付すること。

【同種業務】公園において、キャンプ場の導入を計画、検討又は設計した業務

【類似業務】既設公園において、新たなニーズに対応する施設の導入を計画、検討、設計又は実施に向けた検証を行った業務等。

(4) 業務実施体制【様式4】

業務全般は2名以上で構成し、そのうち管理技術者を1名配置すること。

本業務の遂行にあたり、体制の中に1人以上、同種業務または類似業務の実績を有するものを選任し配置すること。

(5) 予定担当者の経歴【様式5】

経歴に記載できる対象業務は、(3)に示す業務とする。

(6) 企画提案書【様式6】

ア 仕様書6「業務の内容」の基本方針、業務提案とその業務手法及び、各作業工程を示したスケジュールについて提案すること。

イ キャンプ場の導入にあたり、計画・整備・管理・運営手法等について、以下の2パターンについて、それぞれ1件以上提案すること。

①従来通り、県が計画から管理運営まで行う場合の課題及び解決手法案

②PPP/PFIの活用を見込み、民間活力によって計画から管理運営まで行う場合の課題及び解決手法案

ウ 仕様書に記載された業務内容の他、独自提案があれば記載すること。なお、独自提

案については、委託料上限額の範囲内において、実現が確約できることについてのみとし、発注者と協議の上、業務内容の変更は可能とする。なお、その場合、予算の範囲内の変更になるので留意すること。

(7) 費用見積書【様式7】

ア 限度額は「1. 事業の概要等(5)」の範囲とする。

イ 費用の内訳書を別途添付すること(任意様式)。

ウ 費用見積書は、委託業務の妥当性を確認するための参考資料とするものであり、契約金額になるものではないことに留意すること。

(8) 誓約書【様式8】

5. 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係わる提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課(本コンペ関係者のみ)及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7. 担当課(書類提出先)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階

沖縄県 環境再生課 緑化推進班、 E-mail: aa021100@pref.okinawa.lg.jp

電話: 098-866-2064、 F A X : 098-866-2497

受付時間: 午前9時～午後5時(土、日、祝祭日を除く)